

を告げる

日程才八（議案才三）路線認定について

一 議長（田村利一）本件を上程する旨を告げる

一 書記（上野重勝） 朗 読

一 町長（秋山誠一）本件は道路法の規定するところにより新に路線の認定を願うもので

福生一ニ番地から二ニ番地先の路線は旧郡道九五号線で郵便局前の道路であり
新しく九五号線が出来たので旧九五号線は町に引継がれるものである

福生一ニ番地より一ニ番七番地先の路線は加美の才小學校分校入口で道路である

福生九五番地先から九四七番地先の路線は本町八町内の児童遊園地前を通る道路で
口有農地であったところである 以上町道として認定願いたい

一 議長（田村利一）本件につき要談の有無を問う

一 才三番（渡中 明）町道については非常に問題が多いので認定したら道路台帳に必ず記入し
ておかねば

一 才三番（田村祐一）旧九五号線は補修を要する箇所が多いようであるが移管について要
すに連絡があったのか、或は振付的な話であったか、又これは移管前に補修について文書

的に手段を講じられなかったか。

一 町長（秋山誠一）九五号線の話は新路線が改設されてから正式に話があった旧路線が
移管になると言うことはわかっていたが都て廃道とするための補修は実施してなかった。

一 才三番（設楽美知）町道問題で、永田橋の道路新設の場合には事柄によく注意してやって
もらいたい

一 議長（田村利一）本件につき要談の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する
旨を告げる

日程才九（議案才三）福生町手数料条例一部改正について

一 議長（田村利一）本件を上程いたします

一 書記（上野重勝） 朗 読

一 町長（秋山誠一）本件は戸籍手数料令の一部改正に伴い戸籍手数料が七月に改正になり
従来三十円であったものが四十円に引上げられたので証明、住民登録の手数料も郡内同
一步調でやることとし先般の町村民会において改正が決定され町内においてもその線に
沿って手数料条例を改正いたしたい。

改正案で才三番才一頃は印鑑その他の証明手数料が三十円と五十円に改正する。

今条オニ項は住民登録の証明手数料が三十円と四十円に、オニ条オニ項は公証、図書等の謄抄本の手数料が一枚について三十円と五十円に、今条オニ項は住民登録の謄抄本の手数料が三十円と四十円にそれぞれ、改正しようとするものである。

尚南覧手数料については従来通り三十円である。

一 議 長（田村利一）本件について異議の有無を伺う。

一 オニ番（田村祐一）改正金額は郡内同じものであるか。

一 町 長（秋山誠一）同一のものである。

一 議 長（田村利一）議案オニ号につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程オナ（議案オニ四号）福生町都市計画審議会条例の設置について

一 議 長（田村利一）本件を提案するに先づ

一 書 記（上野直勝）朗 読

読

一 町 長（秋山誠一）本件は都市計画審議会を設置しようとするものであるが、都市計画の関係はもうにもお話しした通り、初主、抑、瑞穂、羽村、三町で進められているが既に都市計画区域設定に関する申請書も部の審議会に提出し今月末の都審議会において三町の都市計画区域が決定する段階になっている。

これに基づいて羽村、瑞穂も計画を進め、おき、条例については部の都市計画課より案文を承けて決定しておくように話があった。これにより、本条例も作成し本日上程した次第である。

一 オニ番（田村祐一）都市計画課より、この条例によると町長と会長との便宜分けをうまくやらないと非常にあつがしきことになるのではないかと九系における幹事は町の取扱いが違ふことになっているがこの場合は会長と町長と修正した方がよいのではないかと

一 町 長（秋山誠一）これは私の解釈であるが幹事は会長が決めるのが普通であり、会長と町長が同一人である場合どちらでも同じであるからこの場合においては会長で差支えないと思う。

一 オニ番（大久保二郎）町の取扱いを任命する場合に会長でなく町長とすべきものでこれは町長と修正することがよい。

又オニ番オニ項に委員の過半数で決するとしてあるがこれは町の発展と重要なことであるから全会一致と云うことでやうしたい。

一 一才三番（中西虎彦）都市計画の問題は町の発展に肉する重要なことであるから協議
会において審議されたい。

一 一議 長（田村利一）三番議員の発言について如何するか
協議会で審議する旨の発言数あり

一 一議 長（田村利一）本件は協議会で后刻審議することとして一時保留することし全
会一致で后刻審議することとする

日程オ十一（議案オ五五号）指定寄附受領について

一 一議 長（田村利一）本件を上程する旨を告げる

一 一書 記（上野重勝） 朗 読

一 一町 長（秋山誠一）本件は松の湯通りと牛渡駅前道路の舗装工事の関係で地元から
熱心な請願があり指定寄附の申し出のあったもので建設委員会が審議された
もので宜しく決議を願いたい。工事費は両方共四十万円位となる

一 一議 長（田村利一）建設委員長の見解を問う

一 一建設委員長（瀬古清芳）本件は地元の人達の強い要望によるものであり建設委員会においても慎重
に審議した結果委員各位の御賛同を得たので是非取り上げたい

一 一才（山下幸三）指定寄附の受領については要談ないが松の湯通りという個人の家のこと
冠した名称で願出ているのは公認されたものか否か

一 一町 長（秋山誠一）役場としてどういう名称を公認したことはない畦地元かうこのよう
な名称で書類が出たので原文通りに提案したものである

一 一才十番（山下幸三）それならば「松の湯前通り」訂正した方がよいと考える

一 一才四番（瀬古清芳）都道については何で線とさういうふうになっているが町道にはそれがつ
いていないから部落とか著名なものの名称をつけている向がある、十一番議員の発
言の通り「松の湯前通り」でも結構である

一 一議 長（田村利一）松の湯前通りと訂正するか

一 一才十番（森田幸吉）決定してしまえば同じことである

一 一才九番（石川信義）この通りの誇りとして考えられて名称をつけたのであると思うので
地元側の意をも尊重する意味で私は反対である

一 一才三番（田村祐一）地元においてそのような名称をつけてきたもので建設委員会が訂正すべき
筋合のものではない、今后受理するときにおいて気をつけるよう望む

一 一議 長（田村利一）この儘で更談するか

一オ士番(山下幸三)先程四番議員の発言のように都道においては何子線と云う名称をつけているので町道も何子線と云うように決められたい都市計画に非常によいのではないかと思ふ

一談 長(田村利一) 読家オスエ子について読家通りと云ふか
異談なしのようだし

一談 長(田村利一) 読家オスエ子については異談なしのと認め読家通り決定する旨を告げる

日程オナニ (読家オスエ子) 口庫補助並に都賞補助事業の実施について

一談 長(田村利一) 本件も工程する旨を告げる

一書記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 本件は口庫並に都賞の補助事業であつてそれ／＼施行いたしたいと考えるので決定を説きたい

その二については立前都市計画一三三街路の橋梁築造工事であつて延長一四・八一米中員十五米工費は八百十五万円で施行する。工費の内訳は口庫補助金が三百五十万、都賞補助金が七十五万四町の負担金は百八十万四と云う結果になつてゐる

その二については補助道オスエ子の路面補修工事でありませう

五子線と云うのは青梅街道のことで延長三百五十三米の補修工事である。最初はお五町内の方から施工する予定であつたが道中が狭いので拡張せよとなつてお五町内は予算一や期間の問題も生じ困難が予測されるのでお五町より砂利線の臨切の前まで行う予定である

至費は約五十万、内訳は都賞補助金が十五万、町の負担は三十五万となつてゐる

その三工事はその二工事の側溝であります。片側はし型側溝で工費は四十万となる。内訳は都賞補助金十五万、町負担額は二十五万となる

以上説明をした通りであるが宜しく決定されるようお願いする

一オ三番(森田孝一) 工事に着手するのは何時か

一町 長(秋山誠一) 口及び都よりそれ／＼許可のあり次第入札を実施してゆきたい

一オ二番(渡井 明) 地元から協力を得なくても今回は工事が施行出来る云うことはおはしいことである

一町 長(秋山誠一) 申述べたが地元においては協力会をつくり工事の竣工に努力してとらうよう進下備が進められたい。相当額の金に附金があると思ふ

18「オス番（米泉 豊）五号線の工事についてはオス町会が中心となり町長の説明の通り協力会とつくり準備をしている。一銭の金も持っていないでは困ると思うので私が一生懸命努力をしております。昨日既に十二万三千坪の準備ができた。後二万三千坪のうちにはトータルも出て参ります。

「オニ番（渡井 明）私の発言は該案の内容が地方自治法の本旨に沿っているように思っています。

「オニ番（森田 忠一）町の道路がよくなると云うことは非常に結構なことであるが熊川地区の道路も歩いてみて感ずることは天気と云わず雨と云わず非常に悪いと云うことだ。実地に歩いてみて悪いところから先に補修するようにはお願いする。

「該長（田村利一）該案オス号につき異議ないか
異議なしの者多し

「該長（田村利一）該案オス号は異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げ

「該長（田村利一）休憩を告げる
休憩 三時より三時二十分まで

「該長（田村利一）再申する旨を告げる

日程オ十三（該案オス号）昭和三十一年度福生町歳入歳出追加修正予算

「該長（田村利一）本件を上程する旨を告げる

「オニ番（高橋彦市）朗読を省略して要旨の説明をお願いしたい

「該長（田村利一）オニ番該員の発言は如何するか

賛成の者多し

「該長（田村利一）朗読を省略する

「町長（秋山 誠一）本件はオニ番の追加修正予算である。内容は大部分が補助関係の仕事と云うもので時期も失うと云う。追加修正予算として上程した

歳入に於いて固定資産税が百二十万坪確実に増収となる見込である。□庫支出金の減額は

保育園の児童措置費負担金が都負担金と組替られたものである。□庫補助金の関係では都

市計画の橋梁架設工事の補助金が入十万坪増額され当初のものに加え三百五十万坪となる

次は小学校児童に対する給食費の補助にこれが三万五千坪四百坪、公営住宅建設費補助

金は十五万坪基準額五百二十万坪の二分の一で二百五十万坪八千坪である

都支出金については負担金の関係で学校の先生の給食費補助三十二万四千坪これは先生

の宿直手当を町を通じて支払うようになったものである。補助金では補助道五号線の工費に計上二十七万円、公営住宅建設費補助金百三十万四千円、これは基準額に対する四分の一の額である。都市計画路線の橋梁については七十五万円の補助がある。

寄附金においてはオミ小學校で映画教室を設置するため購入した映字機の指定寄附金と先程説明した松の湯の牛込駅前の道各補装工事の指定寄附金である。その他繰越金については百五十二万円、町営住宅十五分の建設に対する起債百万円を計上し合計一千四百万円が追加更正され総額において七千五百二十三万七千九百七十円となる。

歳出については土木費において加美分校のこの踏切工事負担金の不足分が四万八千円補助道五号線舗装工事が五十五万円、側溝工事が四十二万円計九十七万円と松の湯の通りと牛込駅前の通りの舗装工事が合せて八十五万円である。次の施設費と補償金は五号線の敷地買収費である。

都市計画費においては橋梁架設工事の追加分で口庫補助八千円、都補助七十五万円、町負担分三万五千円と云う区分で計上されている。

教育費では先程説明の通り学校の先生の弁当代が現物支給の形をとり都より全額交付となり町予算に計上されて支出されることとなる。

オミ小學校費については更に先程指定寄附の議決された映字機購入費三十九万四千円が追加計上されている。

社会労働施設費では町営住宅建設費として六百三十五万四千円が計上されている。以上合せて一千四百万円となり総額で七千五百二十三万七千九百九十円となる。宜しく町審議の上決定願いたい。

オミ番（中西虎造）他の面で道路の補修関係について予算はあるか、現在悪化している道路はどうするか。

一町長（秋山誠一）過日の建設委員会において審議されたが、主要な箇所は横田基地より機械を借り町全般的な面は青年団の道路修理に依頼してやりたい。質のよい切込砂利を入れるようにする。予定は十月五日となっている。

一オミ番（渡井明）横田基地に通ずる道路は非常に悪いが対策を建設委員長に伺いたい。

一建設委員長（瀬古清孝）責任を感じ歩き廻って心配しているが、駐留軍関係等車の量が多いので道路使用がはげしく砂利を入れても三日で沈んでしまう。町長としては考案が乏しいのではないかと思う。青年団の道路修理については解決しない。失礼も現状で

は手が廻らないし砂利屋から砂利の三十台や四十台買って入れてみても仕方がない。そこで私はオミ小學校の拡張予定敷地を早く解決してあと砂利を運んだらよいと思う町当局ももっと積極的な意図をもつてやらうたい。

一オミ番(中西虎彦)青年団の道路修理でやる等とはあいまいである。建設委員長の云う通り通れないような実情である。安易な考案では不可能である。明日にでも方針を立ていってどうしよう希望する。

一オミ番(田村祐一)該会が道路修理に重宝を置くことと云うこととでも財政的な問題が解決しない限り不可能である。こようゆう見地から基地所在市町村に対する特別交付税等も考へられているがこれも期待出来ないとするれば該員も其々に財源獲得のため研究をしてゆかなければならぬ。

そこで横田基地の周辺町村は友好的であるとする。町令等も許すものである。基地の関係においてカーニバルの収益の協力も得るとか或は道路の悪いところはアメリカ関係の車が多い為なのでこつした面よりの協力も得るとか新しい電線より活路を見出すよう提唱する。

一該員(田村利一)他に意見はないか

一オミ番(山下幸三)オミ小學校敷地買収の点はこの位進んでいるか。

一助役(川窪金吉)このことについては先般関係地主耕作層地を該員教育委員が集り敷地交渉の段階にはいったが創設地と自作地があり二人の地主よりは承諾を得られなかった他の四名よりは承諾は得たのであるが、農地解放の時の経緯もありその点から研究してゆかなければ二人の承諾も不可能で登記所等も調査し当時の状態をよく調べて尚交渉を進めてゆきたい。

一オミ番(山下幸三)オミ小學校の敷地買収のことは了解したしたので速やかに今後の交渉を進めらるよう希望する。そしてその砂利を敷くことにより道路問題も或程度解決するのではなかと懸念する。

一該員(田村利一)該案オミ七号に於て該員の意見に向う。
要談なしの声多数あり。

一該員(田村利一)該案オミ七号は、無きものと認め全会一致原案通り決定する旨と告げる。

日程オミ四 (該案オミ七号)町営住宅建設費起債について

一該員(田村利一)本件と上程する旨を告げる。

一書記(上野重勝)

朗

読

一町長(秋山誠一) 本件は先程説明の通り町営住宅の建設について百万円の起債が許可されたので決議し得るものである。

一議長(田村利一) 本件につき、要議の有無を伺う
要議なしの声多数あり

一議長(田村利一) 議案オセ七号は要議なしのと認め全会一致原案通り決定する旨を告げる

日程オ十五 (議案オ七一号) 町営と畜場建設費起債について

一議長(田村利一) 本件で提案する

一書記(上野重勝) 朗 読

一町長(秋山誠一) 当初予算に起債見込額九百万円、一般会計繰入金百万円計一千万円を計上して進めてきたがその後起債が八百万円と少なったので百万円不足する結果となった

現在進行中の工事は附属建物等の入札と終り全体的にはつきりする次の議会に明細を報告したいのでこれから起債借等の関係で決議する必要があるので提案した
一オニ番(渡井 明) 懸案事項につき関係者一同の努力により八百万円の起債を得たこと感謝

十三

一議長(田村利一) 議案オ七一号につき要議の有無を伺う
要議なしの声多し

一議長(田村利一) 議案オセ七号は要議なしのと認め原案通り決定いたします

一町長オ十一 (議案セ七号) 契約締結同意書について

一議長(田村利一) 本件も工程する旨を告げる

一書記(上野重勝) 朗 読

一町長(秋山誠一) 本件はと畜場オ二期工事であって本日午前中入札も実施したもので諸員金額は二百二十五万四千円、田村建設工業株式会社と契約したオ二期工事と進めてゆきたいので承認を載うたい

一オニ番(田村祐一) オ二期工事ごとと畜場は完成するのか、又工期はどうなっているのか伺いたい

一町長(秋山誠一) また水道工事が残っている、又オ二期工事の工期は来十日間である

一オニ番(田村祐一) とと畜場の操業開始は何時頃になるか

一町長(秋山誠一) コリリート工事が完成しても、或程度日数を置かないと固まらないので

開始の時期は十二月一日を予定している、この工事が終ると直ぐ許可手続をいたしたい

一 〇三番（高橋彦一） 今度の場合は工期の延期やその工期のことのように工事の一時中止と云うようなことはないか。

一 町長（秋山誠一） 充分注意し念には念を入れようなどとのないようにしたい。

一 議長（田村利一） 議案オセニ号につき、異議の有無を問う。

異議なしの声多数あり

一 議長（田村利一） 議案オセニ号は異議ないものと認め原案通り決定いたします。

日程オ十七（議案オセニ号） 町道路線の一部変更について

一 議長（田村利一） 本件を上程いたします。

一 書記（上野重勝） 朗 読

一 町長（秋山誠一） このことについては、議会が提案する予定でありましたが、総務・建設の両委員会が検討する余地があったので保留されていたが先日両委員会が審議の結果決定したもので本日議決されたい。

一 議長（田村利一） 議案オセニ号について異議の有無を問う。

異議なしの声多数あり

一 議長（田村利一） 議案オセニ号は異議ないものと認め原案通り決定いたします。

一 議長（田村利一） 休憩と告げ、休憩時間を午後六時三十分迄とする。

休憩 四時三十分～六時

オ三十三番（大久保一郎） 退 場

一 議長（田村利一） 再開する旨を告げる。

一 議長（田村利一） 先程後刻審議することになった日程オ十八（議案オス四号） 福生町

都市計画審議会条例の制定について、本再上程する。

一 議長（田村利一） 先程協議会で審議されたが異議ないか。

異議なしの声多数

一 議長（田村利一） 議案オス四号は異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げる。

一 議長（田村利一） 日程を變更し都市計画委員の選任をいたしたがい、異議ないか。

異議なしの声多数

日程オ十八 福生町都市計画審議会委員（議会選出）の選任について

一 議長（田村利一） 日程變更は異議ないものと認め本件を上程する。

一 議長（田村利一） 委員選出の方法は、熊川、福生、本町、各ブロックより三名宛選出しそれに

正副議長を加えたものとしようか。

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) 委員選出はブロックより三名宛及び正副議長を加えた八名とする事により異議なきものと認め左の通り選出する

能川地区	高橋彦市	森田幸一
福生	田村祐一	村尾四郎
本町	瀨古清重	渡井明
平副議長	田村利一	森田誠重

一 議長(田村利一) 右の通り決定してよい

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) 都市計画審議会委員は異議なきものと認め以上の様に決定する
日程才十九 陳情書の受理について

一 議長(田村利一) 秋川漁業組合より福生町営汚物処理場より放出される汚物のため漁民が汚染され漁客が減少するのでこれに対し補償を陳情するものと、汚物処理場の臭気を防除されたいと云う南内本町会からの陳情との二つが提出されている

一 書記(上野重勝) 朗 読

一 議長(田村利一) この二つの陳情については先程の協議会でも審議された通り厚生委員会が研究をしてから採択すること、厚生委員会に付託してよい

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) それでは秋川漁業協同組合及び南内本町地区より出た陳情書は厚生委員会が検討されるように付託する

一 議長(田村利一) 次に町会長協議会より役員手当並に事務費の増額について申請書が出ているので審議願いたい

一 書記(上野重勝) 朗 読

一 議長(田村利一) これについても先程協議会で審議されたように総額十二万四千の半額を平等割とし半額を世帯割として交付すること、よい

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) それでは本件は事務費と年額十二万四千に増額し半分を平等割、後の半分も世帯割として交付することに決定する

一 議長(田村利一) 次に日程才の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二番議員より質疑があり仕期について申合事項として二年と云うこと、なっていること、云々か